

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	地方自治法	法令番号	昭和22年法律第67号							
手続名	教育財産の目的外使用許可	根拠条項	第238条の4第7項							
審査基準	<p>教育財産は、次の各号のいずれかに該当する場合においてその使用を許可することができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益の用に供するために使用するとき。</p> <p>(2) 学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行うことを目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき。</p> <p>(3) 当該行政財産の寄付者に使用させるとき。</p> <p>(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他公益事業を行う団体において、その公益事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>(5) 県の指導監督を受け、県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その事務又は事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>(6) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用するとき。</p> <p>(7) 職員の共済組合、職員の互助団体、職員団体又は職員の親睦団体その他これらに類する団体又は法人がその事務又は事業に直接使用するとき。</p> <p>(8) 県職員、学生、入院患者その他県有施設を利用する者の利用に供する食堂、売店等の施設を設置する目的で使用するとき。</p> <p>(9) 県の所有地に隣接する土地の所有者又は使用者が電気、ガス、上下水道等の設備の設置その他生活の用に供するために使用するとき。</p> <p>(10) 記念碑、慰霊碑又はこれらに類するものを設置する目的で使用するとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。</p>									
	受付機関	教育財産を所管する課及び教育機関	処理機関	教育財産を所管する課及び教育機関	交付機関	教育財産を所管する課及び教育機関	標準処理期間	20日	目次	9
							標準経過期間	日	No.	